

1 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の概要

(1) 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の概要

ア 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)策定の背景

(平成 21 年 4 月)

横浜市は、370 万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所にまとまった規模の樹林地や農地などがあり、また、起伏に富んだ地形から、変化に富んだ水・緑環境を有していて、このことが横浜の持つ大きな魅力のひとつとなっています。

緑は一度失われると回復が困難ですが、急激な都市化の進展により大きく失われてきました。平成 21 年度に実施した調査でも、緑被率は約 29.8%となっており、緑が減少を続けている状況にあることが分かりました。また、平成 20 年度に実施した「横浜の緑に関する市民意識調査」では、緑の増加や維持を求める声が約 98%ときわめて多くなっており、緑の保全是緊急に取組まなければならない課題です。

そこで、横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するために、従来進めている横浜みどりアップ計画の施策に加え、新規・拡充施策を策定し、平成 21 年度より事業や取組を進めています。

コラム 1 市域に残されたまとまった緑～緑の 10 大拠点～

市域に残されたまとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が3箇所あり、緑の 10 大拠点となっています。

一方で、市街地の緑としては、各地区で個性ある景観づくりが進められるとともに、丘陵地に残された斜面緑地や市街地に残された農地などが、市街地に潤いを与えています。



※返還施設跡地：「米軍施設返還跡地利用指針」の対象施設

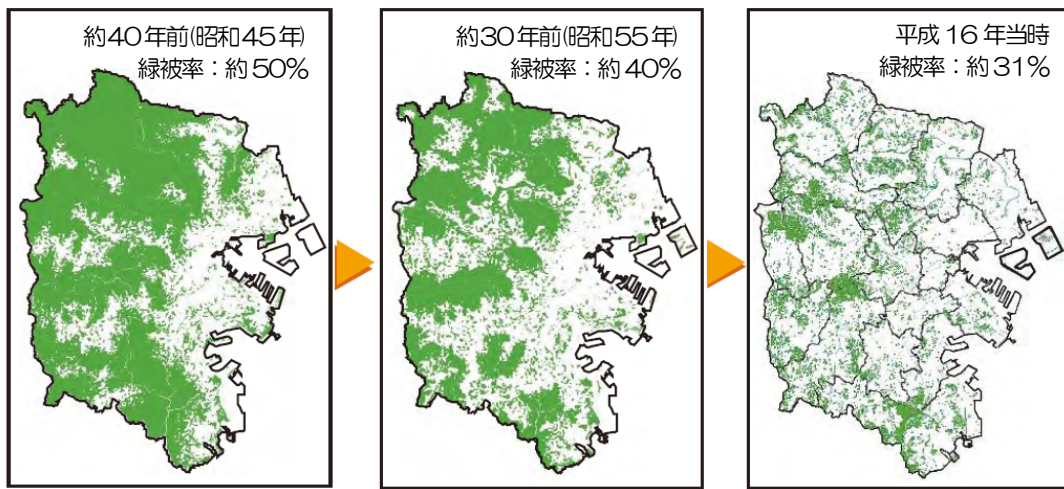
【図】緑の 10 大拠点

横浜らしい魅力ある水と緑



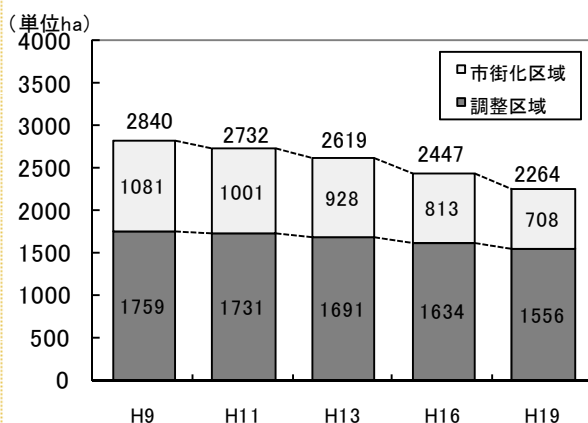
コラム 2 横浜の緑の減少

都市化の進展に伴い、市内の緑被率は昭和 50 年には約 45%あったものが、平成 16 年には約 31%、平成 21 年度に実施した調査でも約 29.8%となっており、多くの緑が失われたことがわかります。緑被率は、市街化が進んだ中心市街地において低く、また、緑被率の高い郊外部においては緑被率の減少傾向が強くなる状況となっています。



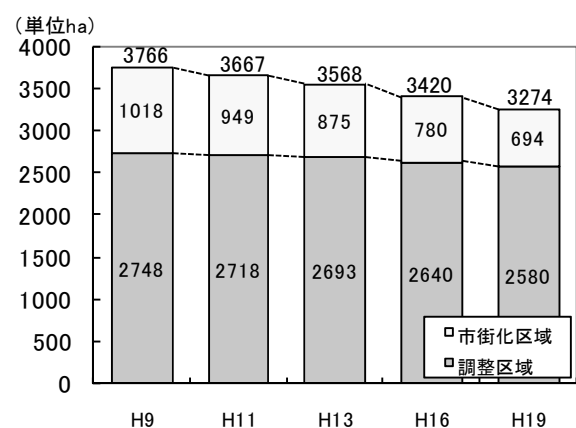
※ 調査年度によって手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

【図】緑被率の推移



※ 固定資産概要調書等をもとに集計

【図】山林の面積推移



※ 固定資産概要調書等をもとに集計
(生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

【図】農地の面積推移

コラム 3 緑減少の原因・課題と、緑に対する市民意識

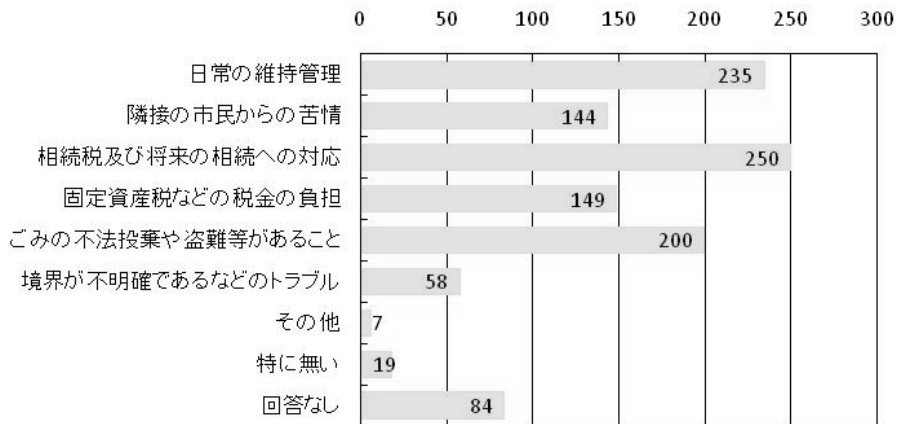
■緑減少の原因・課題

横浜の緑の多くは民有地に依存しており、緑を守るためには、土地所有者の方々の協力が不可欠です。一方で、所有し続けるための負担が大きく、緑を保全することが困難になっています。

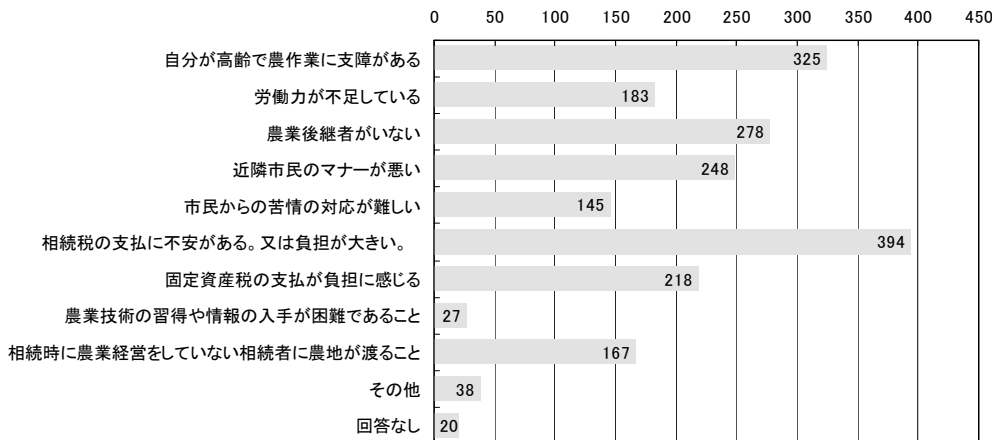
平成 19 年 9 月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、樹林地では、日常の維持管理や固定資産税等の負担、相続時における相続税の負担、市民の理解・協力などが、樹林地を保有する上で大きな課題となっています。

また、農地では、相続税や固定資産税の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。

樹林地を保有する上で課題だと思うものは何ですか。(3つまで)



農地を保有し耕作し続ける上で、特に課題と思うものは何ですか。(3つまで)



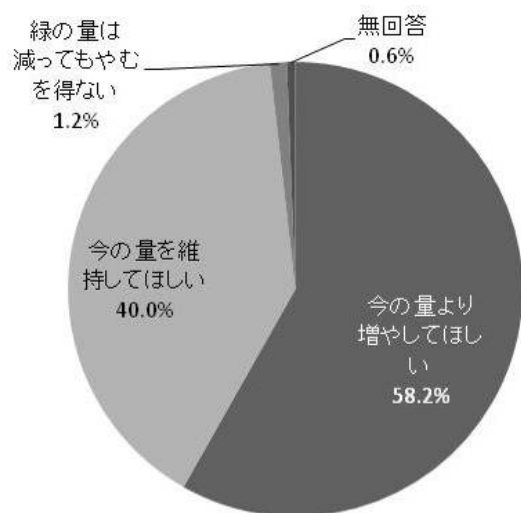
【図】「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」調査結果より

■緑に対する市民意識

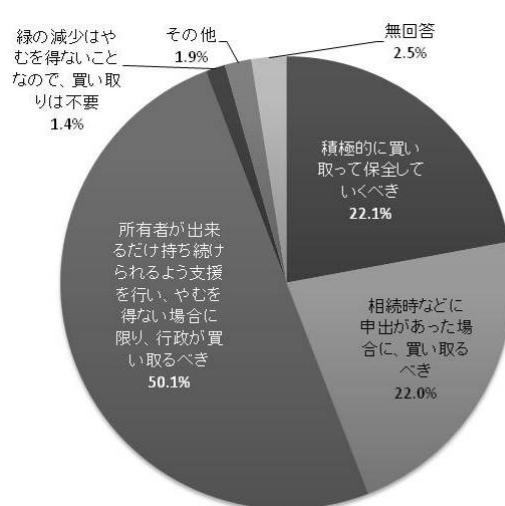
平成20年5月に、市民1万人を対象として「横浜の緑に関する市民意識調査」を実施したところ、横浜市内の緑の総量について、大半の市民が「増やしてほしい」、「維持してほしい」としています。

また、緑を保全するための緑地の買取については、約半数が「所有者が持ち続けられるように支援し、やむを得ない場合に行政が買取りを行うべき」とし、「積極的に買い取るべき」、「申し出があれば買い取るべき」がそれぞれ2割となっています。

横浜市の緑は年々減少していますが、あなたは横浜市全体の緑の総量について、どのようにすべきとお考えですか。



樹林地や農地などの緑を保全するために横浜市が買取りを進めることについて、あなたの考えにもっとも近いものをお答えください。



【図】「横浜の緑に関する市民意識調査」調査結果より

イ 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿

横浜みどりアップ計画では、将来にわたって緑の総量と質の維持・向上を図り、次のような街や生活の姿をめざします。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素となります。

また、新規・拡充施策は長期的・継続的な視点に立ちつつ、重要な財源となる横浜みどり税の期間（平成 21 年度からの 5 か年）とも重なる 5 か年の事業計画としており、下記の目標により事業を進めています。

「大都市だけどふるさどがある横浜」

まとまった規模の緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生します。



「街なかにみどりあふれる横浜」

市街地に残された斜面緑地や農地などを保全するとともに、中心市街地や住宅地など様々な街に緑を増やすことで、快適で魅力ある、緑あふれる街の実現を目指します。




5 か年の目標

- ・ 緑地保全制度による指定を 5 か年で現在の約 830ha から約 2 倍以上に大幅に拡大
- ・ 保全した樹林地の維持管理・利活用の市民協働による推進
- ・ 農地の維持継続の支援等を行い、従来の取組に加え 5 か年で約 50ha の農地を保全
- ・ 市民農園整備等による農への市民参加の推進
- ・ 市民協働による地域ぐるみの緑化の展開
- ・ 5 か年で生垣設置約 1km、公共施設緑化約 10ha

ウ 施策体系

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)では、「樹林地を守る」、「農地を守る」、「緑をつくる」を3つの柱として、事業・取組を進めています。

 **樹林地を守る施策**

市内に残された樹林地の多くは民有地であり、所有者は維持管理や相続税など大きな負担を抱えています。そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、緑地保全制度の指定を拡大します。保全された樹林地では、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、市民の皆さまが森の楽しみを享受できるような取組を進めていきます。また、緑地保全制度の指定地では、不測の事態による買取り希望等への対応を行い、樹林地として保全を継続していきます。

【事業・取組の凡例】

- ：新規事業(横浜みどり税充当) ◎：拡充事業(横浜みどり税一部充当)
◇：新規事業等(横浜みどり税非充当) ・：事業費のないもの

施策方針	施策内容		事業・取組
継続保有の促進	緑地保全制度等の拡充	1	・ 緑地保全制度等の拡充
	篤志の奨励制度	2	・ 篤志の奨励制度
維持管理推進	安全・明るい森づくり	3	◎ 緑地再生等管理事業
		4	◎ 市民協働による緑地維持管理事業
	森の守り人の育成	5 6	● 森づくりリーダー等育成事業 ● 樹林地管理団体活動助成事業
利活用促進	森の楽しみづくり	7	● 森の楽しみづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> 景観の森・生き物の森事業 森の中のプレイパーク事業 森の収穫物体験事業 里山ライフ体験事業 健康の森事業 横浜の森の自然 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生き物情報発信事業 間伐材活用クラフト作成事業 森の恵み塾事業
			8
	森づくり市民提案制度の創設	8	● みどりの夢かなえます事業
	森の資源循環促進	9	◎ 間伐材資源循環事業
	ウェルカムセンター等の整備	10	◇ 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業
11		◇ ウェルカムセンター整備事業	
確実な担保	緑地保全制度による地区指定拡大と買取り	12	◎ 特別緑地保全地区指定等拡充事業
	よこはま協働の森基金制度の見直し	13	・ よこはま協働の森基金制度の見直し
	国への制度要望	14	・ 国への制度要望



農地を守る施策

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。


そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、不測の事態への対応を行い、市民農園用地に適した農地の買取や、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

【事業・取組の凡例】

- ：新規事業（横浜みどり税充当）
- ◇：新規事業等（横浜みどり税非充当）
- ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
- ・：事業費のないもの

施策方針	施策内容		事業・取組
継続保有の促進	生産緑地制度等の活用	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地制度の活用 ● 農園付公園整備事業 ◇ 特定農業用施設保全事業（農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減）
		16	
		17	
農業振興	地産地消の推進	18	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 共同直売所の設置支援事業 ● 収穫体験農園の開設支援事業 ● 食と農との連携事業
		19	
		20	
	施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	21	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設の省エネルギー化推進事業 ◇ 生産用機械のリース方式による導入事業
22			
農地保全	田園景観や水田の保全対策	23	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 集団的農地の維持管理奨励事業 ● 水田保全契約奨励事業
		24	
	生産基盤整備の拡充	25	<ul style="list-style-type: none"> ◇ かんがい施設整備事業
		26	
不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	27	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄対策事業 ● 環境配慮型施設整備事業 	
	27		
担い手育成	機械作業の受託組織の育成	28	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 機械作業受託組織育成事業
		29	
	コーディネーターの活用	29	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 担い手コーディネーター育成・派遣事業
		30	
農業後継者・横浜型担い手育成	30	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 農業後継者・横浜型担い手育成事業 	
	31		
農地の貸し手への支援	農地の貸し手への支援	31	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地貸付促進事業
		32	
		33	
確実な担保	公的機関による買取り及びあっせん	32	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民農園用地取得事業 ● 農地流動化促進事業
		33	
	国への制度要望	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への制度要望

 緑をつくる施策

市街化区域では、住宅開発などによる緑の減少が続いており、特に、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、市独自制度や法令に基づく規制・誘導により緑を増やす取組を推進します。また、身近なみどりをつくり出すため、地域ぐるみで緑化を進める地域緑のまちづくりや、幼稚園などの園庭芝生化や屋上緑化等をはじめとした助成策の強化を行うとともに、公共施設や街路樹では緑化の取組に加えて、適切な管理を行うことで緑の質の向上を図ります。

【事業・取組の凡例】

- ：新規事業（横浜みどり税充当）
- ◇：新規事業等（横浜みどり税非充当）
- ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
- ・：事業費のないもの

施策方針	施策内容	事業・取組	
緑化推進	地域緑のまちづくり	35	◎ 地域緑のまちづくり事業
	公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	36	◎民有地緑化助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園芝生化事業 ● 区民花壇事業 ● 生垣設置事業 ◎ 屋上緑化助成事業 ◎ 名木古木保存事業 ◎ 記念樹等生産配布事業
		37	◇ 公共施設緑化事業
		38	◇ 公共施設緑化管理事業
	街路樹の維持管理	39	◎ いきいき街路樹事業
	民有地緑化の誘導等	40	・ 民有地緑化の誘導等
		41	・ 建築物緑化保全契約の締結（建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減）
42		◇ みどりアップ広報事業	

(2) 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の会計の仕組み

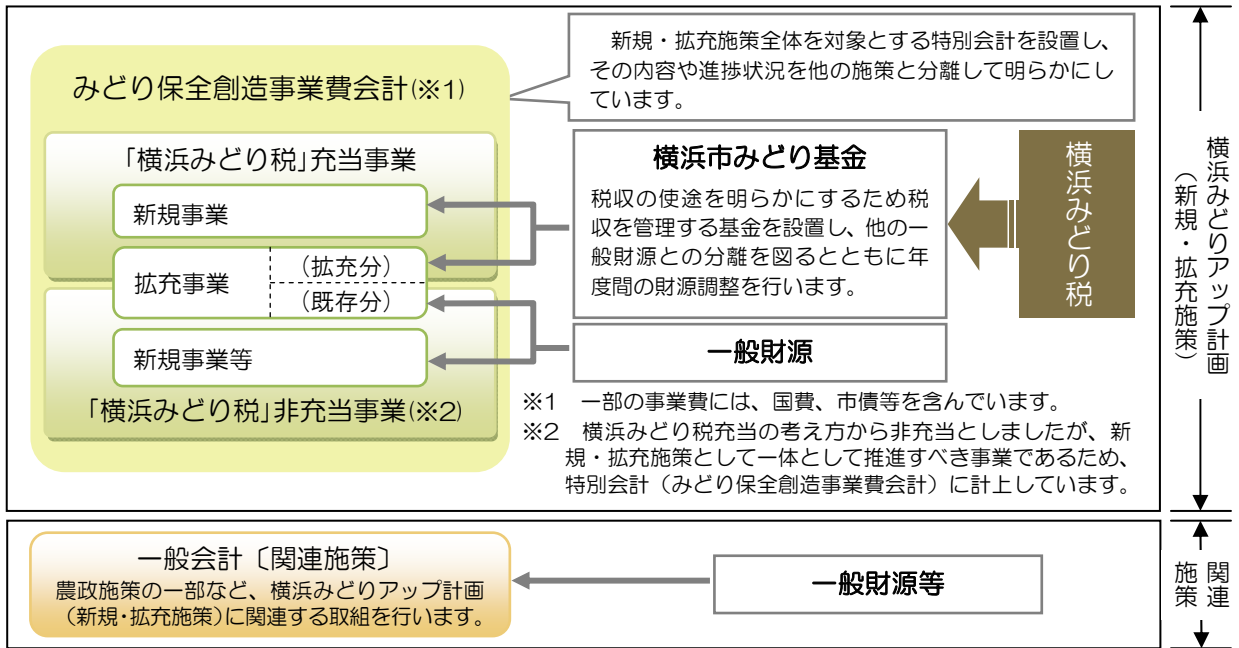
市内の樹林地や農地の多くは民有地で、所有者には維持管理や相続税など大きな負担がかかっています。緑の保全や創造には、所有者が保有し続けられるように維持管理などを支援し、相続などやむを得ない場合は市が買い取るとともに、市街地の緑化に取り組んでいくことが必要であり、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)では、こうした施策を横浜みどり税による安定的な財源を活用して、平成21年度から進めています。

横浜みどり税の概要

【課税方式】	(個人) 市民税の均等割に年間900円を上乗せ ^{※1} (法人) 市民税の年間均等割の9%相当額を上乗せ ^{※2} ※1 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない人を除く。 ※2 法人税割が課税されない法人を除く。
【実施期間】	(個人) 平成21年度課税分から25年度課税分まで (法人) 平成21年4月1日から26年3月31日の間に開始する事業年度分
【基金への積立て】	税込相当額を横浜市みどり基金へ積み立て、他の財源から分けることで用途を明確にします。

横浜みどり税の税込の受け皿として横浜市みどり基金を設置し、他の一般財源とは分けて管理します。これにより、横浜みどり税の用途を明らかにするとともに、年度間の財源調整を行います。

また、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の全事業を対象とする特別会計「みどり保全創造事業費会計」を設置し、計画全体の事業内容や事業費を、一般会計(既存施策)とは分けて明確にすることで、事業の進捗状況について明らかにしています。



【図】横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の会計の仕組み

(3) 横浜みどりアップ計画市民推進会議

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進に向けて、市民参加により、施策・事業の市民の皆さまへの情報提供、評価及び意見・提案等をしていただくため、平成21年5月に設置した組織です。

さらに、市民推進会議では、みどりのオープンフォーラムの開催や現地調査に加え、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)や市民推進会議の活動内容を市民の皆さまへの情報提供を目的として、広報誌「濱RYOKU」の発行も行っています。



【写真】横浜みどりアップ計画市民推進会議の様子



【図】「濱RYOKU」のイメージ